

大切なお知らせ

[Vol.5.1]

重要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。



「調査済証」をお持ちの方はお早めに

「り災証明書」の受け取り手続きにお越しくください。

《り災証明書の手続きに関する問い合わせ》
税制課 ☎ 025-226-1502

■ り災証明書の受取日 ■

「調査済証」に記載の調査日から **5日経過後**のいつでも

5月以降の被災相談・申請窓口

《被災相談窓口に関する問い合わせ》
市役所コールセンター ☎ 025-243-4894

「り災証明書」の申請・発行は、下記の窓口で行います。

そのほか、**各窓口で受け付ける支援制度の種類は裏面をご覧ください。**

		開設日	開設時間
被災相談窓口(西区)	西区役所健康センター棟 3階	毎日	午前9時～午後5時
住宅修繕・建替窓口(中央区)	古町ルフル 6階 ※「り災証明書」の申請・発行は行ないません。		
北・中央・江南・南・西蒲区	各区役所	祝・休日を除く、月～金曜	
東区	東区役所	祝・休日を除く、水・木曜	
秋葉区	秋葉区役所	祝・休日を除く、月・火曜	

※江南区では、住宅の修繕・建替の臨時窓口を開設しています。詳細は江南区役所地域総務課 (☎025-382-4526) へお問い合わせください。

課税されている
土地・家屋・償却資産に
被害があった方

令和5年度の 固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります

減免には申請が必要です。納付済みの場合は還付の対象になります。

対象者 下記のいずれかに該当する方

- り災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けたが、証明書発行時に減免の申請をしていない
- 下記のいずれかに該当する (後日訪問調査をします)
 - 住宅用家屋以外で①と同規模の被害がある家屋
 - 庭や農地、駐車場などの土地に被害があり、使用に制限がある
 - 償却資産に被害があり、使用に制限がある

申請方法

「減免申請書」と「納期限延長申請書」の提出が必要です。

詳しくは、令和5年度の納税通知書に添付の「課税明細書」をご用意のうえ、問い合わせ先にご連絡ください。

《問い合わせ・申請先》 ※お住まいの区で異なります

土地・家屋	東・中央・西区	資産税課 …… ☎ 025-226-2269(土地) (古町ルフル3階) ☎ 025-226-2273(家屋) ☎ 025-226-2280(家屋)
	北・江南・秋葉区	資産税第1分室 …… ☎ 025-382-4032(土地) (横越出張所2階) ☎ 025-382-4048(家屋)
	南・西蒲区	資産税第2分室 …… ☎ 0256-72-8216(土地) (湯東出張所1階) ☎ 0256-72-8231(家屋)
	償却資産	資産税課 …… ☎ 025-226-2277

減免の対象期間

- ◎12期払いのうち、令和5年度1～3月期分
- ◎一括払い・4期払いのうち、令和5年度第4期分

5月以降も
受け付けています

住宅関連の支援制度

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く
月～金曜午前8時半～午後5時半にお願いします

<申請・相談窓口>

- 西 西区の被災相談窓口
- 区 そのほかの区
- ル 古町ルフルの窓口

り災証明書の
判定結果

表の数値は支援の**上限額**です

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
【1】被災者生活再建支援金 (西 区) お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	400 万円	300 万円	150 万円	50 万円	—	—
住宅の再建方法などによって異なります。						
【2】被災者住宅応急修理 (西 ル) 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり	170.6 万円	120.6 万円	120.6 万円	64.3 万円	—
【3】液状化等被害 住宅修繕支援 (西 ル) 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	100 万円	100 万円	50 万円	50 万円	30 万円	10 万円
住宅の床の傾斜修繕やその付随工事をする場合、追加で支援します。(上限50万円)						
【4】液状化等被害 住宅建替・購入支援 (西 ル) 新潟市内で家の購入や建て替えをした場合に支援 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864	100 万円	100 万円	50 万円	—	—	—
その場で建て替えをする場合、住宅の沈下防止費用を追加で支援します。(上限50万円)						
【5】被災ブロック塀等撤去工事補助 (西 ル) 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841	道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援します。(上限20万円) り災証明書は不要 ※工事着手前に申請が必要です。					
【6】被災者転居費支援 (西 ル) 引越し業者の領収書などが必要 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2821	○	○	○	○	—	—
引越し費用の2分の1を支援します。(上限15万円)						
【7】水道料金・下水道使用料の免除 (西 区) 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎ 025-226-2959	○	○	○	○	○	○
令和6年1月1日を含む期間(通常2カ月分)を全額免除します。 ※漏水による使用量増加に対する減免もあり						

<そのほかの窓口で受け付け・相談>

【8】被災した家屋等の解体・撤去 (西) 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合、全額公費で解体・撤去	申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411
【9】災害援護資金貸付 (返済あり 所得制限あり) 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊、もしくは、家財に価額の3分の1以上の被害がある場合に申請可能	申請先 福祉総務課(市役所本庁舎1階) ⚠ 令和7年1/31まで(申請期間を延長)

アパートなどの
物件所有者向け
支援メニュー

- ◎固定資産税の減免(被害の程度が半壊以上)
- ◎被災した家屋などの解体・撤去(被害の程度が半壊以上)
- ◎災害復興住宅融資

被災された住宅に居住されている方の生活再建を支援することを目的としているため、利用できるメニューが限られています。

医療費などの支払い免除 対象期間を9/30まで延長しました

後期高齢者医療・国民健康保険の医療費、介護保険の利用料の支払い免除の対象期間を延長します。

免除を受けるには、医療機関などに対象者であることを申告してください。

問い合わせ
後期高齢者医療・・・保険年金課 ☎ 025-226-1081
国民健康保険・・・保険年金課 ☎ 025-226-1077
介護保険・・・介護保険課 ☎ 025-226-1273

対象者 令和6年能登半島地震で被災し、下記①②のいずれかに該当する人

- り災証明書が以下の判定の人
 - 後期高齢者医療・・・「半壊」以上
 - 国民健康保険、介護保険・・・「準半壊」以上
- 主な生計維持者が業務を廃止・休止した、または失職し、現在収入がない人

その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894 【受付時間】午前8時～午後9時